

USPTO が査定不服審判手続に関する新規則の施行を延期

2008年12月15日
JETRO NY 中楨、横田

米国特許商標庁(USPTO)は、今月10日に施行予定であった査定不服審判(ex parte appeal)¹に関する新規則に関し²、施行予定当日の10日付フェデラルレジスター(官報)において当該新規則の施行延期を発表した³。

同規則は、6月10日付官報で最終版が公表されたものであり、今後予測される審判請求の増加に備え、審判手続きの簡素化と、よりタイムリーな判断を下せるようにするため、査定不服審判に関する規定の全般的な見直しを行い、審判における各種手続き規定の明確化や提出書類の記載項目・フォーマット等の詳細な明文化を主な内容としている。

USPTOは、施行延期の理由として、文書事務削減法(Paperwork Reduction Act(PRA))に基づくパブリックコメント手続きにおいて、行政管理予算局(OMB)⁴がレビュー中であり、その承認が得られていないためとしている。

新たな施行日は明らかにされていないが、USPTOは、新たな施行日の少なくとも30日前には官報で公表されるとしている。なお、既に多くの代理人が新規則に基づき準備をしていたことに対する配慮として、10日以降、施行予定の新規則に対応したフォーマットによる書類も受け付けを認めるとしている。

本規則を含め現政権において審査・審判の迅速化・効率化等を目的として提案されていた規則改正案の多く(情報開示申告書(IDS)制度の手続き変更⁵、マーカッシュクレームなどの択一的記載形式に一定の制限を加える改正⁶、継続性出願とクレーム制限に関する改正(現在、連邦巡回控訴裁判所(CAFC)にて審理中)⁷)が実現に至らず、これらは次期政権下で、改めてその必要性や具体的内容について再検討されることになる見込みである。

(了)

¹ 査定系再審査請求に対する審判請求も含まれる。

² [080610【米国IP情報】USPTOが査定不服審判に関する規則改定\(最終版\)を発表](#) 参照

³ 官報 <http://edocket.access.gpo.gov/2008/pdf/E8-29297.pdf>

⁴ Office of Management and Budget (OMB)

⁵ [060711【米国IP情報】USPTOが情報開示申告書\(IDS\)に関する規則改定案を公表](#) 参照

⁶ [070817【米国IP情報】USPTOがマーカッシュ・クレームなどの択一的記載形式に一定の制限を加える規則改正案を公表](#) 参照

⁷ [070828【米国IP情報】USPTOが継続出願及びクレーム制限に関する改定規則を公表](#) [080401【米国IP情報】USPTO敗訴、継続性出願及びクレーム制限に関する新規則に無効の判決](#) 参照